

## 第2章 原子力災害事前対策

- 第1節 基本方針
- 第2節 原子力事業者の防災業務計画及び防災要員の現況等の届出の受理
- 第3節 原子力事故・故障等の報告の徴収等
- 第4節 原子力防災専門官・県・他市町村等との連携
- 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え
- 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備
- 第7節 総合防災拠点の整備
- 第8節 緊急事態応急体制の整備
- 第9節 避難収容活動体制の整備
- 第10節 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備
- 第11節 緊急輸送活動体制の整備
- 第12節 救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備
- 第13節 市民等への的確な情報伝達体制の整備
- 第14節 業務継続計画の策定
- 第15節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発等
- 第16節 防災業務関係者の人材育成
- 第17節 防災訓練等の実施
- 第18節 核燃料物質等の搬送中の事故に対する対応



## 第2章 原子力災害事前対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき、実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

### 第2節 原子力事業者の防災業務計画及び防災要員の現況等の届出の受理

原子力事業者は、本市に対し、原災法に基づく各種対応を行う。

---

#### 第1 原子力事業者の防災業務計画

#### 第2 防災要員の現況等の届出の受理

---

#### 第1 原子力事業者の防災業務計画

市は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画との整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答する。

#### 第2 防災要員の現況等の届出の受理

市は、原子力事業者が届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選解任、放射線測定設備及び原子力資機材の現況について、当該届出に係る書類の写しを県より受領する。

### 第3節 原子力事故・故障等の報告の徴収等

市は、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）の観点から、原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書等に基づく対応を求める。

---

#### 第1 原子力事業所の年間主要事業計画

#### 第2 事故・故障等の通報

#### 第3 報告の徴収及び立入調査

---

#### 第1 原子力事業所の年間主要事業計画

市は、原子力事業者から年間主要事業計画の報告を受け、施設の概況等の把握に努める。

## 第2 事故・故障等の通報

市は、原子力施設における事故・トラブル等の通報を受けた場合、その影響等を把握する。

## 第3 報告の徴収及び立入調査

市は、必要に応じ、原子力事業者からの事故・トラブル等の報告を徴収するとともに、県と連携し、適時適切な立入調査を実施する。

## 第4節 原子力防災専門官・県・他市町村等との連携

市は、緊急時の対応（広域連携を含む）等については、「茨城県原子力防災連絡協議会」等の場を通じ）原子力防災専門官・県・他市町村等と密接な連携を図り、実施する。

- 1 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正
- 2 原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡
- 3 地域ごとの防災訓練の実施
- 4 市民に対する原子力防災に関する情報伝達
- 5 事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）
- 6 広域避難計画の策定

## 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

### 第1 企業等との協定締結

### 第2 民間事業者との連携

### 第3 国有財産の有効活用

## 第1 企業等との協定締結

市は、平常時から関係機関，企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に、各主体が、迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

## 第2 民間事業者との連携

市は、燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有効な資機材，地域の備蓄量，供給事業者の保有量を把握し，不足が懸念される場合には関係機関や民間事業者との連携に努める。

また，民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ協定を締結しておくなど，民間事業者のノウハウ等を活用する。

## 第3 国有財産の有効活用

市は，関係機関と連携し，避難所，避難施設，備蓄等，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地，国有財産の有効活用を図る。

## 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

### 第1 情報の収集・連絡体制の整備

#### 第2 情報の分析整理

#### 第3 通信手段・経路の多様化

### 第1 情報の収集・連絡体制の整備

#### 1 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の事項を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

(1) 事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

(2) 防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先

(3) 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

(4) 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

#### 2 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

#### 3 情報収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

#### 4 非常通信協議会との連携

市は、関東地方非常通信協議会等と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

#### 5 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信及び海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

#### 6 関係機関等からの意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、原子力災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のために、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

## 第2 情報の分析整理

### 1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努める。

### 2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より、原子力防災関連情報の収集・蓄積を行う。

また、それらの情報が利用しやすいよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化の推進に努める。

### 3 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県及び原子力事業者と連携し、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力施設（事業所）に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、これらを確実に管理する。

また、市は、社会環境に関する資料等を原子力災害対策本部設置予定施設に適切に備え付ける。

#### (1) 原子力施設（事業所）に関する資料

ア 原子力事業者防災業務計画

イ 原子力事業所の施設の配置図

#### (2) 社会環境に関する資料

ア 種々の縮尺の周辺地図

イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）

エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、市民センター、公民館、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設、刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）

カ 緊急時被ばく医療施設に関する資料（原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センターそれぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

キ オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食糧及び機器保守サービスの調達方法

#### (3) 放射性物質及び放射線の影響に関する資料

ア 周辺地域の気象資料（過去の周辺測定における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）

イ 線量推定計算に関する資料

ウ 平常時環境放射線モニタリング資料

エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

- オ 農林水産物の生産及び出荷状況
- (4) 防護資機材等に関する資料
  - ア 防護資機材の備蓄・配備状況
  - イ 避難用車両の緊急時における運用体制
  - ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- (5) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
  - ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む。）
  - イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
  - ウ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
- (6) 避難に関する資料
  - ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
  - イ 避難所運用体制（広域避難を前提とした市町村間の避難所、連絡先、運用組織等）
  - ウ 退避所運用体制

### 第3 通信手段・経路の多様化

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、次の事項を整備するほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

また、通信事業者に対し、移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について、事前調整する。

#### 1 災害情報システムの整備

市は、原子力災害における迅速な情報伝達に必要な災害情報システムの構築を図る。

#### 2 災害に強い伝送路の構築

市は、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

#### 3 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、衛星携帯電話、地域衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星基地局などの通信衛星を活用した通信手段を確保する。

#### 4 災害時優先電話等の活用

市は、既設の電話を「災害時優先電話」としてNTT東日本茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておく。

#### 5 通信集中の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信集中時の混信等の対策に十分留意しておく。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方

法について十分な調整を図るとともに、周波数割当等による対策を講じる必要が生じたときには、国（総務省）と事前の調整を実施する。

#### 6 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに、耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

#### 7 保守点検の実施

市は、通信設備及び非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

## 第7節 総合防災拠点の整備

市役所本庁舎は、災害発生直後から災害対策活動、行政機能を維持するサービスの拠点として、大規模な地震や風水害等の災害時でも、庁舎としての機能・役割を継続させる必要がある。さらには、災害時における正確で迅速な災害情報の収集及び周知、迅速な初期活動や応急対策はもとより、平常時における市民への防災教育、啓発等を図ることも必要である。

そのため、市は、以下のような各種防災機能を有し防災教育を実施する、総合的な防災拠点施設を備えた市役所本庁舎の整備を推進する。

##### (1) 施設の耐震性確保

##### (2) 防災センターの整備

（災害対策本部会議室，災害対策本部事務局室，通信室，記者会見室，備蓄倉庫，仮眠室，啓発スペース等）

##### (3) 支援物資の受入れや配布，来庁者を中心とした臨時一時避難所となるスペースの確保

##### (4) 飲料水用耐震性貯水槽，雨水槽，井戸の設置

##### (5) 汚水貯留槽の設置

##### (6) 通信回線の二重化・多重化による途絶時の通信機能の確保

##### (7) 電力の2ルート化及び非常用自家発電機等による停電時の電源の確保

##### (8) ヘリポートの設置

##### (9) 浸水対策

##### (10) 災害時のアクセス性の確保

## 第8節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映する。

※本節の緊急時モニタリングの実施方法や体制について、今後の原子力規制委員会の検討結果や県の地域防災計画の改定等を踏まえ、追記する。

- 
- 第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備
  - 第2 原子力災害対策本部体制等の整備
  - 第3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制
  - 第4 長期化に備えた動員体制の整備
  - 第5 防災関係機関相互の連携体制
  - 第6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊
  - 第7 自衛隊との連携体制
  - 第8 広域的な応援協力体制の拡充・強化
  - 第9 モニタリング体制等
  - 第10 専門家の派遣要請手続き
  - 第11 複合災害に備えた体制の整備
  - 第12 人材及び防災資機材の確保等に係る連携
- 

### 第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

#### 1 警戒態勢をとるために必要な体制

市は、警戒事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。

また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

#### 2 現地事故対策連絡会議等への職員の派遣体制

市は、国が現地事故対策連絡会議等をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定める。

## 第2 原子力災害対策本部体制等の整備

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、又は、全面緊急事態に該当する事故が発生した場合、市長を本部長とする原子力災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、原子力災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定める。

また、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定める。この際の意味決定については、判断の遅滞がないよう、下表のとおり意思決定者不在時の代決者をあらかじめ定める。

意思決定者

	意思決定者	代 決 者	
		1	2
連絡配備	防災・危機管理課長	防災・危機管理課長補佐	原子力安全対策係長
原子力災害情報連絡会議	市民協働部長	防災・危機管理課長	防災・危機管理課長補佐
原子力災害警戒本部	主管副市長	副市長	市民協働部長
原子力災害対策本部	市長	主管副市長	副市長

※ 各体制設置決定時において、決定者が不在かつ連絡不能なときは、代決者が各体制設置決定の職務について代行し、事後速やかに決定者に報告する。

## 第3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて国の現地災害対策本部、県、市町村のそれぞれの原子力災害対策本部の代表者、指定公共機関及び原子力事業者の代表者から権限を委任されたものにより構成される原子力合同対策協議会が組織されることとなった場合は、職員を派遣し、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議する。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとに、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、UPZ内の市町村及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、市は、それぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定める。

なお、オフサイトセンターは、自然災害や避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた区域に含まれるなどにより使用できない場合には、移転先を「つくば国際会議場」又は「県教育研修センター」とする。

## 第4 長期化に備えた動員体制の整備

市は、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制やローテーション等をあらかじめ整備する。

## 第5 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から、原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報を交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

## 第6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法を整備する。

## 第7 自衛隊との連携体制

市は、知事に対する自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）で、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておく。

## 第8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国及び県の対策を踏まえ、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時の周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先、受援に関する連絡・要請の手順、原子力災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制、資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等について、あらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、情報連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整える。

## 第9 モニタリング体制等

市は、緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

## 第10 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、必要に応じ、国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するため、あらかじめ手続き等について定める。

## 第 11 複合災害に備えた体制の整備

市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、防災計画を見直すなど、備えておく。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることを留意し、外部からの早期支援要請や要員・資機材の投入判断が行えるような対応計画をあらかじめ定める。

## 第 12 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互に連携を図る。

# 第 9 節 避難収容活動体制の整備

※本節の避難計画の詳細等について、今後の原子力規制委員会の検討結果や県の地域防災計画の改定等を踏まえ、追記する。

- 第 1 避難計画の作成
- 第 2 避難所等の整備
- 第 3 学校等施設における避難計画の作成
- 第 4 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成
- 第 5 市民等の避難状況の確認体制の整備
- 第 6 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備
- 第 7 警戒区域を設定する場合の計画の策定
- 第 8 避難所・避難方法等の周知

## 第 1 避難計画の作成

### 1 広域避難計画の策定

市は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び広域避難のための計画を策定する。

本市広域避難計画の策定に当たっては、原子力災害対策指針及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画を反映するとともに、避難先自治体や県警機関等との協議や本市の各種対策の検討、検証等を踏まえ、随時、修正・見直しを行う。

また、本市域が該当する緊急防護措置を準備する区域（UPZ）においては、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の住民避難が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は、屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定する。

## 2 避難先

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外にするとともに、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の市民の避難先は同一地域に確保するよう努める。

あわせて、同じタイミングで広域避難することが想定される複数の小学校区を、一体的なエリアとして捉え、原則、同じ方面への広域避難を実施することとし、エリアの設定に当たっては、緊急時モニタリングにおいて空間放射線量率の測定を行う、各地のモニタリングポストの位置を踏まえて設定する。

なお、市の境界を越えた広域の避難計画の策定においては、国及び県が中心となって市の間の調整を図る。

### (1) 本市の広域避難先

県内 古河市、結城市、下妻市、常総市、つくば市、坂東市、八千代町、五霞町、境町  
県外 栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県

## 3 避難ルートの設定

避難ルートは、高速道路及び国道等の幹線道路を基本とし、広域避難先への移動しやすさを考慮するとともに、避難車両による渋滞や混乱を軽減するため、可能な限り一つのルートに車両が集中しないよう配慮する。

## 第2 避難所等の整備

### 1 避難所の整備

市は、避難先自治体と協定等を締結するとともに、避難施設の管理者と調整を図り、広域避難における避難所をあらかじめ指定する。

なお、避難所や避難退域時検査等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等に配慮した避難生活の環境整備に努める。

### 2 避難所誘導施設の設定

広域避難は、遠方への避難となることから、避難先に不慣れな避難者に配慮し、円滑に避難所への移動が可能となるよう、避難先自治体にある施設のうち、アクセス性、駐車可能数等を考慮した分かりやすい施設を避難所誘導施設として設定し、当該施設にて、避難所への案内を行う。

### 3 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、市民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

また、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保する。

### 4 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県の調整を踏まえ、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難及び他の地方公共団体からの避難者の受入方法を含めた手順等を定める。

#### 5 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

#### 6 要配慮者等にも配慮した施設・設備の整備

市は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者が災害情報を入手するためのテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

#### 7 物資の備蓄に係る整備

市は、指定された避難所又はその近傍で地域完成型の備蓄施設を確保し、食糧、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所に指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進める。

### 第3 学校等施設における避難計画の作成

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における幼児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。

### 第4 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が使用する施設等の管理者は、県及び所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画の策定及び訓練の実施に努める。

### 第5 市民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、市民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。

なお、市が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意し、避難状況の確実な把握に努める。

### 第6 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

市は、県支援のもと、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを円滑かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備する。

## 第7 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国と連携して、警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制及び一時立入等、必要な資機材や人員等を確保する。

## 第8 避難所・避難方法等の周知

市は、避難所や避難退域時検査等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から、市民への周知徹底に努める。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる市民が共通して認識することが必要となることから、市は、国、県及び原子力事業者からの情報に基づき、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて、市民に提供すべき情報について整理するとともに、市民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法やこれらの計画の周知を行う。

# 第10節 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

## 第1 要配慮者・避難行動要支援者等の避難誘導・移送体制等の整備

### 第2 避難行動要支援者支援体制の確保

### 第3 要配慮者利用施設の避難計画等の整備

## 第1 要配慮者・避難行動要支援者等の避難誘導・移送体制等の整備

### 1 要配慮者・避難行動要支援者等の対応

市は、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など要配慮者・避難行動要支援者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児について十分配慮するなど、原子力防災の特殊性に留意し、次の項目に取り組む。

- (1) 要配慮者・避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者・避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努める。
- (2) 要配慮者・避難行動要支援者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備する。
- (3) 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努める。

### 2 要配慮者・避難行動要支援者等の避難誘導

市は、要配慮者・避難行動要支援者及び一時滞在者の避難誘導を行う。

また、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、避難行動要支援者等に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて、避難誘導や搬送・福祉避難所などの受入れ体制の整備を図る。

また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については、十分配慮する。

## 第2 避難行動要支援者支援体制の確保

市は、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、関係団体、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者の救援体制の確保を図るとともに、自助・共助・公助を促進し、連携することで地域防災力を強化する。

### 1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち自力で避難することが困難な避難行動要支援者の支援対策を進めるために、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者との情報共有化を図り、災害時における安否確認、避難誘導等の支援活動が迅速かつ的確に実施できる体制の確保に努める。

#### (1) 避難行動要支援者基礎名簿

市は、以下に掲げる要件に該当する要配慮者を避難行動要支援者とし、避難行動要支援者に該当する者の名簿（以下、「基礎名簿」という。）を作成する。

なお、基礎名簿の作成に必要となる個人情報、災害対策基本法第49条の10第3項の規定に基づき、県及び市が保有する要配慮者の情報を目的外使用し、対象とする要配慮者に関する情報を把握する。

要 件
<ul style="list-style-type: none"><li>・介護保険の要介護2以上の方</li><li>・身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方</li><li>・療育手帳（㉠・A）の交付を受けている方</li><li>・精神保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けている方</li><li>・75歳以上のひとり暮らしの方</li><li>・市の支援を受けている難病患者の方</li><li>・その他市長が必要と認めた方</li></ul>

#### (2) 基礎名簿登録事項

基礎名簿には、避難行動要支援者に関する以下に掲げる事項を登録する。

名簿登録事項
<ul style="list-style-type: none"><li>・氏名</li><li>・生年月日</li><li>・性別</li><li>・住所又は居所</li><li>・電話番号その他の連絡先</li><li>・避難支援等を必要とする事由</li><li>・避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項</li></ul>

#### (3) 施設等に入居する要配慮者

登録要件に該当する要配慮者のうち、社会福祉施設入居者や長期入院患者については、入居施設等による支援を受けるものとし、基礎名簿登録を行わないものとする。

### 2 避難行動要支援者同意名簿の作成

市は、基礎名簿に登録した者のうち、名簿情報を平常時から避難支援等関係者に提供することに同意した者の名簿（以下「同意名簿」という。）を作成する。

(1) 同意名簿登録に係る意向調査

市は、基礎名簿の登録者に対して、「避難行動要支援者登録申請書（兼個人情報提供に関する同意書）（以下「申請書」という。）」により、個人情報の提供に係る意向を調査し、申請書により登録を申し出た者を、同意名簿に登録する。

なお、同意名簿に登録する事項は、上に掲げる基礎名簿の登録事項と同様のものとする。

(2) 意向調査の対象となる要配慮者以外の者

市は、基礎名簿の登録者以外の者から、災害時における支援活動を求められた場合は、同意名簿に登録する。

3 名簿の提供

(1) 基礎名簿の提供

市は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、市長が避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときに、避難行動要支援者名簿を以下に掲げる避難支援等関係者に提供する。

避難支援等関係者
<ul style="list-style-type: none"><li>・市職員</li><li>・自主防災組織</li><li>・消防局</li><li>・消防団</li><li>・民生委員</li><li>・警察署</li><li>・地域支援センター</li><li>・社会福祉協議会</li></ul>

(2) 同意名簿の提供

市は、同意名簿に登録されている情報について、平常時から避難支援等関係者に提供する。

(3) 名簿の適正管理

市は、基礎及び同意名簿の提供にあたり名簿の適正管理について以下の措置を講じ、適正な管理を徹底する。

- ア 避難支援以外には使用しないことの周知
- イ 名簿の閲覧制限
- ウ 紙による名簿提供及び複写，データ化の原則禁止
- エ 個人情報の取扱いに関する研修の実施

4 名簿の更新

市は、基礎及び同意名簿情報について定期的な更新を行い、最新のものとするよう努める。

5 地域ぐるみの支援体制

(1) 避難支援等関係者による支援体制づくり

避難支援等関係者は、災害発生時に、地域ぐるみで避難行動要支援者の安全を確保するため、同意名簿を適切に活用し、個々の避難行動要支援者と日常的に関わりのある親族や近隣住民と連携し、平常時から見守り活動を行う。

(2) 個別計画作成

市は、避難支援等関係者と連携し、同意名簿の登録者ごとに個別計画を作成する。

(3) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、二次災害等により被災することがないように自らの安全確保に努め、可能な範囲で支援を行うものとする。

6 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

県及び市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、情報入手困難な聴覚障害者に対して、FAXなど通信装置の貸与や情報伝達体制の確立に努める。

市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当と福祉担当との連携のもと、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアル等を策定するとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対する防災ラジオの無償貸与等情報伝達体制の整備に努める。

また、県及び市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、緊急通報システムの整備に努める。

7 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、避難支援等関係者及びボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、市で策定した要配慮者安心安全行動マニュアルなどにより、要配慮者に十分配慮したきめ細やかな防災に関する知識等の普及・啓発を図る。

### 第3 要配慮者利用施設の避難計画等の整備

1 病院等医療機関における避難計画の整備

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、避難責任者、避難方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

2 社会福祉施設における避難計画の整備

社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

## 第11節 緊急輸送活動体制の整備

- 第1 専門家の移送体制の整備
- 第2 緊急輸送道路等の確保体制等の整備

### 第1 専門家の移送体制の整備

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について協力する。

### 第2 緊急輸送道路等の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努め、災害時に利用可能な交通経路を把握する。

## 第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

※本節の被ばく医療体制について、今後の原子力規制委員会の検討結果や県の地域防災計画の改定等を踏まえ、追記する。

- 第1 救助・救急活動用資機材の整備
- 第2 救助・救急機能の強化
- 第3 緊急被ばく医療活動体制等の整備
- 第4 消火活動用資機材等の整備
- 第5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備
- 第6 物資の調達、供給活動
- 第7 大規模・特殊災害における救助隊の整備

### 第1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

### 第2 救助・救急機能の強化

市は、職員の安全確保を図り、効率的な救助・救急活動を行うため、県との連携を強化するとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

### 第3 緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

#### **第4 消火活動用資機材等の整備**

市は、平常時から、県、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消火活動用資機材及び活動体制を整備する。

#### **第5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備**

市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

#### **第6 物資の調達、供給活動**

##### **1 備蓄計画**

市は、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、地域の地理的条件等を踏まえて、必要とされる食糧その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定める。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制を整備する。

##### **2 物資の調達体制の整備**

市は、国及び県と連携のうえ、備蓄の輸送拠点を指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、輸送拠点の指定について、あらかじめ体制を整備する。

#### **第7 大規模・特殊災害における救助隊の整備**

市は、県及び国と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する緊急消防援助隊を含む救助隊の整備を図る。

## 第13節 市民等への的確な情報伝達体制の整備

- 第1 警戒事態等の情報伝達
- 第2 複合災害等の情報伝達
- 第3 市民相談窓口の設置等
- 第4 要配慮者等の情報伝達
- 第5 情報伝達手段の整備

### 第1 警戒事態等の情報伝達

市は、国及び県の対応を踏まえて、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズ（段階）や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理する。

また、市民に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等を明確にする。

### 第2 複合災害等の情報伝達

市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等に的確な情報を常に伝達できるよう、災害情報システム、広報車両等の施設、装備、体制の整備を図る。

### 第3 市民相談窓口の設置等

市は、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等を定める。

### 第4 要配慮者等の情報伝達

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者・避難行動要支援者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺市民、自主防災組織、市国際交流協会等と連携を図りながら平常時から、情報伝達体制の整備に努める。

### 第5 情報伝達手段の整備

市は、放送業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の様々なメディアの活用体制の整備に努める。

## 第14節 業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い業務の継続のため、災害時に、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応の強化を図るため、庁舎の所在地が避難のための立ち退き勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行う。

## 第15節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発等

- 第1 原子力防災に関する知識の普及・啓発
- 第2 教育機関における防災教育
- 第3 要配慮者等における防災知識の普及・啓発
- 第4 避難先の連絡
- 第5 大規模災害の情報収集・整理

### 第1 原子力防災に関する知識の普及・啓発

市は、国、県及び原子力事業者と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- (6) コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- (7) 要配慮者への支援に関すること
- (8) 緊急時にとるべき行動に関すること
- (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること

### 第2 教育機関における防災教育

市は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施し、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

### 第3 要配慮者等における防災知識の普及・啓発

市は、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮することにより、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を十分に配慮する。

### 第4 避難先の連絡

市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に市民が避難をした場合には、市の原子力災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう市民へ周知する。

### 第5 大規模災害の情報収集・整理

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

## 第16節 防災業務関係者の人材育成

市は、応急対策全般への対応力を高め、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等に関する研修について、原子力防災業務関係者を対象として実施するとともに、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図る。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 モニタリング実施方法及び機器に関すること
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
- 8 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- 10 その他緊急時対応に関すること

## 第 17 節 防災訓練等の実施

- 第 1 訓練計画の策定
- 第 2 訓練の実施
- 第 3 実践的な訓練の実施と事後評価
- 第 4 自主防災組織等の育成

### 第 1 訓練計画の策定

#### 1 要素別訓練等の企画立案

市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、以下に掲げる事項について防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた実施計画の企画立案を県と共同又は独自で行う。

- (1) 原子力災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 緊急時被ばく医療訓練
- (6) 周辺住民に対する情報伝達訓練
- (7) 周辺住民避難訓練
- (8) 消防活動訓練・人命救助活動訓練

#### 2 総合的な防災訓練の企画立案

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練について、市が行うべき防災対策、複合災害や重大事故等を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

### 第 2 訓練の実施

#### 1 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を実施する。

#### 2 総合的な防災訓練の実施

市は、市民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して原災法第 13 条に基づく総合的な防災訓練を実施する。

### 第 3 実践的な訓練の実施と事後評価

#### 1 実践的な訓練

市は、訓練を実施するに当たり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故、全面緊急事態等を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。

## 2 事後評価

市は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行う。

また、訓練終了後、専門家による訓練評価において、改善点を明らかにし、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うとともに、緊急時のマニュアルの作成、改定を行い原子力防災体制の改善に取り組む。

## 第4 自主防災組織等の育成

### 1 講習会の開催

市は、自主防災組織のリーダーやボランティアなどが、避難の際の誘導員や要配慮者に対する支援者となれるよう、講習会などを通じ育成するよう努める。

### 2 パンフレットの配布

市は、学校、病院、社会福祉施設、企業、観光客等多くの人が集まる施設の管理者に対し、パンフレット等を配布し、留意すべき事項等も含め、原子力防災対策の基礎知識を周知徹底する。

### 3 原子力防災訓練に係る自主防災組織等の協力

市は、市民参加の原子力防災訓練を行う場合は、次の点について、自主防災組織、ボランティア等の協力を得る。

- (1) 自主防災組織のリーダー、ボランティア等に対する避難方法の習熟、周知徹底
- (2) 要配慮者の避難方法の習熟、支援者の育成

### 4 地区防災計画の作成

自主防災組織をはじめとする地域住民等は、地域の実情にあわせた災害対策を行うため、地区防災計画を作成する。

地区防災計画については平常時より評価・見直しを行い、継続して活用できるよう努める。

### 5 自主防災組織の活動内容

#### 【平常時】

- ア 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- イ 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ウ 情報収集・伝達、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- エ 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認
- オ 地区防災計画の作成・見直し

#### 【発災時】

- ア 情報の収集・伝達
- イ 救出・救護の実施及び協力
- ウ 集団避難の実施
- エ 要配慮者の安全確保等

## 第 18 節 核燃料物質等の搬送中の事故に対する対応

核燃料物質等の搬送の事故については、輸送がおこなわれる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されていないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことで実効性があるとされている。こうした輸送の特殊性を踏まえ、防災関係機関において次により対応する。

---

### 第 1 消防機関の対応

### 第 2 警察機関の対応

### 第 3 自治体の対応

---

#### 第 1 消防機関の対応

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県原子力安全対策課に報告するとともに、事故の状況に応じ、消防職員の安全確保を図り、原子力事業者に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。

#### 第 2 警察機関の対応

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図り、原子力事業者に協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

#### 第 3 自治体の対応

県及び市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき又は独自の判断により、事故周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を実施する。